

実施方針等に対する質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|---|------------------------------|---|--|
| 1 | 実施方針 | 2 | (4)本事業の目的 | 『防災拠点』という新たな視点で施設の整備に取り組む必要があると記載されておりますが具体的な策をご教示ください。 | 災害発生時において学校給食センター調理場を拠点とした食事提供(炊き出し)を行うことを想定しています。設備等の詳細は、今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 2 | 実施方針 | 3 | 八千代市地域防災計画における位置づけ | 物資借用についての協力とは、どのような内容でしょうか。配送車両による炊き出し品の配送等でしょうか。 | 配送車を使用した物資等の輸送を想定しています。 |
| 3 | 実施方針 | 3 | 八千代市地域防災計画における位置づけ | 「災害発生時において学校給食センター調理場を拠点とした食事提供(炊き出し)を行う」とありますが、炊き出しに必要な設備、提供食数、提供品目、備蓄についての条件等、施設整備計画に影響する項目についてご提示ください。 | 設備等の詳細は、今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 4 | 実施方針 | 6 | (11)事業者収入 1)施設整備に係るサービス対価 | 市は、「学校施設環境改善交付金」及び「学校教育施設等整備事業債」を活用し、一括払い金を支払う予定である、とのことですが、交付金及び事業債の決定時期及び実際に交付・起債を実施する時期は、いつ頃になりますでしょうか？ また、施設整備に係るサービス対価の全額が交付金及び事業債で充当される訳ではなく、一部割賦払いの部分もあるとの理解でよろしいでしょうか？ | ①学校教育施設等整備事業債は、事業契約書に基づき、落札者決定後及び設計・建設期間中に決定、起債する予定です。なお、一括払い金の詳細は、今後公表する入札説明書等をご参照ください。 ②お見込みのとおりです。 |
| 5 | 実施方針 | 6 | 市の実施業務 | 飲み残しや、出席しなかった児童生徒分の牛乳の処理は、k.直接搬入品の残滓処理業務に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 実施方針 | 6 | 維持管理,運営に係るサービス対価 | 物価変動に伴うサービス対価の改訂に使用する改定率には、人件費等変動の市況に近い、「総務省統計局消費者物価指数 財・サービス分類指数(全国)」の【サービス】を採用していただけないでしょうか。PFIの維持管理業務費見直しの指標として用いられることの多い日銀統計局「消費税を除く企業向けサービス価格指数」建物サービスは建物管理における人件費市況との乖離があり、見直しに用いる指標として不相当と思われます。 | ご意見として承ります。物価変動に伴うサービス対価の改訂については、今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|----|---------------|---|---|
| 7 | 実施方針 | 6 | サービス対価 | 一括払い金の支払が予定されておりますが、支払の時期は施設引き渡し後という理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 実施方針 | 12 | (1)入札参加者の構成等 | 協力企業の定義として、SPCから直接又は間接的に業務を受託・請負し、かつSPCに出資しない企業とあります。間接的な業務を受託・請負となると、すべての下請け企業が該当することとなりますので、該当企業数は数十社となり、参加表明書にそのすべてを記載することは困難です。協力企業はSPCから直接、業務を受託・請負する企業に限定していただけないでしょうか。 | 協力企業はSPCから直接、業務を受託・請負する企業で特段問題ありません。今後公表する入札説明書等で改めて示します。 |
| 9 | 実施方針 | 12 | 入札参加者の構成等 | 実施方針P.13(第2章 2-3 (2)1～6))に記載の業務の他に、ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業が、SPCに出資し、直接業務を請け負う場合は「構成企業」、SPCに出資せず、直接業務を請け負う場合は「協力企業」として事業に参加するという認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 実施方針 | 14 | 3)建設業務を行う者 | 「なお、複数の企業で共同して業務を実施する場合、a及びbの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、」とありますが、市内業者を多く参加させるため、市内業者に関してはaのみ、またはbの「建築一式工事において」ではなく、「市の競争入札参加資格者を有している者で、いずれかの工事において等級格付Aで登録されている者であること。」のみを満たしていれば参加を認めていただけますでしょうか。 | ご意見として承ります。今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 11 | 実施方針 | 15 | (4)特別目的会社の設立等 | SPCの所在地は維持管理運営期間中は今回整備する給食センターとしてもよろしいでしょうか。 | 不可とします。 |
| 12 | 実施方針 | 15 | 特別目的会社の設立 | SPCの所在地を本事業用地とすることは可能でしょうか。 | NO.11をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|----|----------------|---|---|
| 13 | 実施方針 | 15 | (4)特別目的会社の設立等 | SPCの株式については、市の事前の書面による承諾がない限り、譲渡、担保権等の設定その他処分ができないとありますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より担保設定依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 実施方針 | 15 | 参加資格要件 | ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業は、実施方針P.15(第2章 2-3 (3))記載の入札参加者及び協力企業の制限を除き、必要な参加資格はないとの認識で宜しいでしょうか。 | 市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合には、参加表明書提出までに登録を完了している必要があります。 |
| 15 | 実施方針 | 16 | (5)落札者を決定しない場合 | 入札参加者が1者の場合でも入札は成立するという理解でよろしいでしょうか。 | 1者でも入札は成立しますが、八千代市入札約款第5条の規定により、延期・取り止めることがあります。 |
| 16 | 実施方針 | 18 | リスク分担 | 実施方針P.18(第3章 3-1)記載の「本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする」という考え方により、事業契約締結後はSPCが事業遂行の主体者と考えられます。そのため、今後公表予定の基本協定書(案)につきましては、有効期間を事業契約締結日迄として頂きますようご検討を御願いたします。 | ご意見として承ります。今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------|----|-------------|--|---|
| 17 | 実施方針 | 18 | リスク分担 | 実施方針P.18(第3章 3-1)記載の「本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする」という考え方により、引き渡し後は本施設の所有者である貴市にて火災保険(必要に応じ地震保険等含む)を付保されるという理解で宜しいでしょうか。 | 選定事業者において火災保険(地震保険等を含む)を付保するものとします。 |
| 18 | 実施方針 | 18 | リスク分担 | 施設及び設備の引き渡し後の第三者帰責による施設の損害につきましては、事業者では対策費用等想定できず、費用負担が発生した場合SPCの経営に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、本施設の所有者である貴市が負担者となるようご検討を御願いたします。 | ご意見として承ります。今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 19 | 実施方針 | 19 | 施設形態 | 「c. 食材搬入口は、～アレルギー専用賄材料の相互汚染を防止できる構造」とありますが、要求水準P43「食材量荷受室」には、「a～食材搬入口は、複数(少なくとも野菜類, 肉魚類, 調味料乾物類)」とありますので、アレルギー専用賄材料については、専用の食材搬入口(荷受室)は不要との理解でよろしいでしょうか。 | アレルギー専用の食材搬入口については、想定していませんが、事業者の提案を妨げるものではありません。 |
| 20 | 実施方針 | 20 | 3) 施設要件表4-2 | 一般区域、市の各室について…一般外来者専用トイレ…の表記で、要求水準書(案)42頁の表6-1では…一般外来者用トイレ…の表記です。同じ室であれば、室名の統一をお願いします。 | 「一般外来者用トイレ」を正とします。 |
| 21 | 実施方針 | 20 | 3) 施設要件表4-2 | 一般区域、市の各室について研修会議室の表記がありますが、要求水準書(案)42頁の表6-1では研修会議室の表記がありません。研修会議室の有無について貴市のお考えをご提示願います。 | 多目的室に研修会議室の機能を持たせることを想定しています。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|--------------------|---|---|
| 22 | 実施方針 | 20 | 3) 施設要件表4-2 | 一般区域、選定事業者の各室について…SPC専用事務室…の表記があります。要求水準書(案)42頁の表6-1では…SPC用事務室…となっています。同じ室のことであれば、室名の統一をお願いします。 | 「SPC用事務室」を正とします。 |
| 23 | 実施方針 | 20 | 3) 施設要件表4-2 | 非汚染区域の各室について、要求水準書(案)42頁の表6-1に表記されている果物室の表記がありません。果物室の有無について貴市のお考えをご提示願います。 | 要求水準書(案)を正とし、果物室を設置することを想定していません。詳細は、入札説明書等をご参照ください。 |
| 24 | 実施方針 | 23 | (4)金融機関と市の協議(直接協定) | 直接協定の締結に関し、事業者に資金提供を行う金融機関から締結の依頼があった場合、合理的な理由なしに当該依頼を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。 |
| 25 | 実施方針 | 26 | リスク分担表整理No.25不可抗力 | 地震保険など、地震に対する方策をSPCで行うことは事業費の増大化を招くこととなりますので、地震は不可抗力の対象外として頂きますようご検討を御願います。 | NO.18をご参照ください。 |
| 26 | 実施方針 | 28 | リスク分担表 | 整理No.83 性能確保 事業終了時における施設の性能は、機能及び性能が確保されていれば、経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。 | 要求水準書28ページの事業期間終了時の検査で適合と認められる、機能・性能が確保される程度の劣化は許容されます。 |
| 27 | 要求水準書(案) | 7 | 建設予定地 | ・土壌汚染については、問題無いものと考えてよろしいでしょうか。 | 現状、土壌汚染については、市で認識していません。地質・地盤のリスク分担については今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 28 | 要求水準書(案) | 7 | 建設予定地 | ・建設予定地の現況平面測量図及び高低測量図(CADデータ共)は、今後公表等していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 ※提案精度の向上等に必要となります。 | 開発事業者から提供があった場合、公表する予定です。 |
| 29 | 要求水準書(案) | 7 | 敷地の諸元 | 敷地の主な前提条件に、インフラ状況の記載がありません。ご教示ください。 | 今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|----------------|---|--|
| 30 | 要求水準書(案) | 10 | ③児童・生徒数実績、想定食数 | 「③児童・生徒数実績、想定食数」に教職員の数値の記載がありません。「想定食数(令和4年度)」が小中合計で「6000」となっていますが、これに教職員数が含まれていない場合、総食数は6000食より大きくなり、施設に求められている「約6000食/日の供給能力」では賄いきれません。計画が必要な最大食数を明示ください。 | 計画が必要な最大食数はアレルギー対応食数を含めた、6120食を想定しています。 |
| 31 | 要求水準書(案) | 10 | ③児童・生徒数実績、想定食数 | 「③児童・生徒数実績、想定食数」には、令和元年度分のクラス数(おそらく、特別支援学級を含まない普通学級のみ)のクラス数と理解しております)の記載しかありません。調達食缶数およびそれを消毒保管する設備機器容量を算出するためには、事業期間中の最大クラス数の合計(特別支援学級および職員室分含む)が必要です。ご教示ください。 | 今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 32 | 要求水準書(案) | 10 | ③児童・生徒数実績、想定食数 | 「③児童・生徒数実績、想定食数」には、令和元年度分のクラス数(おそらく、特別支援学級を含まない普通学級のみ)のクラス数と理解しております)の記載しかありません。コンテナ台数を算出するためには、事業期間中の各学校の最大クラス数(特別支援学級および職員室分含む)が必要です。ご教示ください。 | NO.31をご参照ください。 |
| 33 | 要求水準書(案) | 17 | 解体撤去業務 | ・既存給食センターの設計図書(図面・数量調書等)は、提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 ※費用算出のために必要となります。 | 設計図書が40年以上前のものであるため、入札説明書等の公表時にデータ化が可能だった場合、併せて公表します。データ化ができなかった場合、窓口での閲覧・提供を可とします。 |
| 34 | 要求水準書(案) | 17 | 解体撤去業務 | ・事前にアスベスト調査を実施させていただくことは可能でしょうか。 ※費用算出のために必要となります。 | 市が実施したアスベスト調査結果を公表しましたので、ご参照ください。なお、公表していない詳細な資料について、窓口での閲覧・提供を可とします。また、事業者判断により追加でアスベスト調査を行うことも可とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|--------------------------|---|--|
| 35 | 要求水準書(案) | 17 | (12)学校給食センター村上調理場の解体撤去業務 | 「当該アスベストの撤去・処理についての費用は本事業に含むものとする」とありますが、含有の有無や処分量も想定出来ないため、本事業の範囲外にしていだけないでしょうか。 | 事業者の業務範囲とします。市が実施したアスベスト調査結果を公表しましたので、ご参照ください。 |
| 36 | 要求水準書(案) | 17 | 解体撤去業務 | ・解体設計業務及び解体工事監理業務は、本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。 ※事業範囲内の場合には、解体設計は成果品内容により作業量が大きく異なるため、内容をご提示いただくと助かります。 | 事業者の業務範囲とします。成果品については今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 37 | 要求水準書(案) | 17 | (12)学校給食センター村上調理場の解体撤去業務 | アスベストは「含有量調査は本事業に含み、調査の結果、アスベスト等が発見された場合には、事業者が処理を実施し、費用は市が負担する」としていただく事は可能でしょうか。 | 要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 38 | 要求水準書(案) | 19 | (5)対象業務ウ | 実施方針の5ページc調理設備保守管理業務には「～一切の修理・修繕業務を含む。」とありますが、要求水準書19ページ(5)対象業務のウ調理設備保守管理業務には、修繕とも更新とも記載がありませんし、29ページ(4)対象業務シ調理設備修繕・更新業務と記載がありますので、調理設備の修繕と更新業務は市の業務との理解でよろしいでしょうか。 | 調理設備の修繕と更新業務、調理備品保守管理・更新業務、食器の保守管理、食缶の維持管理と更新業務は事業者の業務所掌とします。今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 39 | 要求水準書(案) | 32 | 1)検収補助業務 | 検収業務に必要な人数について記載がありますが、実際の人数につきましては市と打ち合わせのうえで決定するものという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 40 | 要求水準書(案) | 35 | 3)給食運搬・回収業務 | 配送車両は午前中の業務終了後、学校に待機することは可能でしょうか。 | 不可とします。ただし、別途市から指示した場合は、可とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|----------------|--|---|
| 41 | 要求水準書(案) | 36 | 表5-3 給食予定時間 | 各学校における給食の終了時刻をご教示下さい。また、回収業務は給食時間終了後、何分以降に行ってよろしいでしょうか。 | 今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 42 | 要求水準書(案) | 36 | ①配送車両調達業務 | 「配送車の調達手法は、事業者の提案によるものとする。」とありますが、リース方式も可という理解でよろしいでしょうか。また、配送車は新車という理解でよろしいでしょうか。 | 事業者の提案によるものとし、お見込みのとおりです。 |
| 43 | 要求水準書(案) | 38 | (b)従業員等の健康管理 | ノロウイルスの検査については、10月～3月に毎月1回以上の実施でもよろしいでしょうか。 | ノロウイルス検査は大量調理施設衛生管理マニュアルのとおり、10～3月に月1回以上とします。今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 44 | 要求水準書(案) | 39 | 食育関連補助業務 | 「選定事業者は、学校が実施する食育推進のため本件施設が行う支援業務について協力」とありますが、本件施設では児童生徒や一般の外来者の見学受け入れはなく、そのための施設設備等(研修室、見学廊下等)は不要という理解でよろしいでしょうか。 | 研修室、見学廊下等の施設は不要とします。ただし、調理場にカメラを設置し、多目的室のモニタ等で調理の様子を映せるようにする等の提案は可とします。 |
| 45 | 要求水準書(案) | 40 | 納品検収時間 | 「e月に1回程度、使用予定食材のサンプル検査により、放射性物質検査を実施」とありますが、事業者に求められている内容を具体的にお示しください(例:保存食のようなサンプル食材の取り分け、放射性検査室を設ける、市で調達の放射性検査機器を設置する、など)。 | 放射性物質検査を実施しないことを検討中です。今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 46 | 要求水準書(案) | 42 | 表6-1 本件施設の区分 | 実施方針P20.「表4-2 施設要件」と各室の区分が異なる箇所がありますが、要求水準書(案)の「表6-1 本件施設の区分」を正と考えてよろしいでしょうか。また、こちらを正とした場合、研修会議室は不要でしょうか。 | NO.21～23をご参照ください。 |
| 47 | 要求水準書(案) | 42 | (1)本件施設の区分表6-1 | 非汚染区域の各室に市栄養士現場事務エリアとありますが、作業内容から汚染区域内に設置するものとも考えられます。貴市のお考えをご教授願います。 | 今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|-------------------|--|---|
| 48 | 要求水準書(案) | 42 | (1) 本件施設の区分表6-1 | 非汚染区域の各室に市栄養士現場事務エリアとありますが、実施方針20頁の表4-2では汚染区域内の室として記載がありますが、どちらを正と考えれば宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。 | NO.47を参照ください。 |
| 49 | 要求水準書(案) | 45 | 表6-2 諸室の概要及び要求水準書 | 焼き物調理・蒸し物調理の調理設備の仕様につきまして、運営上の衛生管理を徹底すれば、パススルー式は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者の提案を可とします。 |
| 50 | 要求水準書(案) | 46 | 非汚染作業区域準備室 | 「b 男女別更衣室～から構成される」とありますが、汚染から非汚染作業区域への移動時、男女別の更衣室が必要な着替えを想定しておりません。事業者の通常のルールに則った着替えができれば、諸室構成については、事業者提案に委ねて頂けないでしょうか。 | 事業者の提案を可とします。 |
| 51 | 要求水準書(案) | 46 | 非汚染作業区域準備室 | 「b 男女別便所～から構成される」とありますが、便所に関しては、非汚染作業区域準備室内に組み込むことを必須とせず、利用および清掃しやすい位置を考慮した事業者提案に委ねて頂けないでしょうか。 | 事業者の提案を可とします。 |
| 52 | 要求水準書(案) | 47 | 表6-2 諸室の概要及び要求水準書 | SPC 事務職員用更衣室は調理従事者の更衣室で兼用してもよろしいでしょうか。 | 事業者の提案を可とします。 |
| 53 | 要求水準書(案) | 48 | 多目的室 | ・「a」で、「食材料契約説明～外来対応等、多目的に使用可能な会議室として使用する」とあり、「b・c」で、40名程度の人員が～調理講習が行える程度の広さ」「調理台を6台設置すること」とありますが、どのような室形態を想定されていますでしょうか。 | 調理台(6名～8名程度)を6台設置し、40名程度が調理講習、会議、その他の用途に応じて使用可能な諸室を想定しています。 |
| 54 | 要求水準書(案) | 48 | 多目的室 | 「40名程度の人員が、5グループ(1グループ4名程度)に分かれて調理講習が行える」とありますが、最大利用人数は40名で、そのうち20名分の調理講習用の設備が必要という理解でよろしいでしょうか。 | NO.53を参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|----------|----|---------------------|--|-------------------------------|
| 55 | 要求水準書(案) | 54 | 給水・給湯設備 | 「f 受水槽の容量は、災害発生時に炊き出しを実施することを考慮して計画すること」とありますが、具体的に何トン必要でしょうか。もしくは炊き出しの想定食数、提供品目、日数など、容量算出に必要な条件をお示しください。 | NO.3を参照ください。 |
| 56 | 要求水準書(案) | 55 | 昇降機設備 | 「a 必要に応じて、エレベーターもしくは小荷物専用昇降機を設置」とありますが、エレベーターは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 57 | 要求水準書(案) | 61 | 表6-7 SPCの事業従事者専用の玄関 | 玄関ホーンは市事務室確認用ではなく、事業者事務室確認用と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 58 | 要求水準書(案) | 61 | 表6-11多目的室 | 調理道具収納の寸法等の欄に適宜とございますのは、調理道具を収納する棚1台を寸法・材質含め提案を求められていると思われませんが、提案する室に合う収納建具提案のために、どんな物をどれぐらいの数収納するのをお示しください。 | 提案に委ねるものとします。 |
| 59 | 要求水準書(案) | 62 | 6-7 食器・食缶等 | 「特別支援学級用として10 クラス分、教室以外で喫食する教職員用として15 校分調達すること。」とありますが、各学校における特別支援学級のクラス数と教職員の人数をご教示下さい。 | 今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 60 | 要求水準書(案) | 62 | コンテナ等 | 寸法や重量の制限等の記載がありませんので、配送校にてエレベーターや小荷物昇降機に積載する、また、扉や通路が狭い箇所がある、などコンテナサイズを制限するような条件はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 61 | 要求水準書(案) | 63 | 6-7 食器・食缶等 | 「試食会等の対象人数は、最大80人程度を想定している。」とありますが、試食会を行う諸室はどこを想定していますでしょうか。 | 本施設の多目的室又は各学校で実施することを想定しています。 |
| 62 | 要求水準書(案) | 63 | 食器・食缶等 | ・「試食会等の対象人数は、最大80名程度」とありますが、試食会等は給食センター以外での実施でしょうか。 ※P75の多目的室の諸室説明では「40名程度の調理講習」と記載があります。 | NO.61を参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目名 | 内容 | 回答 |
|----|------------------------|----|------|--|---------------------------|
| 63 | 要求水準書(案) | 63 | 食缶 | 「表6-13 1学級当たりに必要な食缶等(参考)」には、「サイズ・容量(参考)」とありますので、食缶については材質・仕様も含め各事業者の最良提案で良いとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 64 | 要求水準書(案)資料 | - | 地区計画 | ・学校給食センターは「建築物に関する事項」の番号として(2)、(16)、(17)のどれに該当しますでしょうか。 | (16)及び(17)に該当します。 |
| 65 | 平成30年度村上調理場献立表(小中) | - | - | 単独給食校の献立表の資料も公表されていますが、本事業の献立については村上調理場と同様の献立方式という理解でよろしいでしょうか。 | 今後公表する入札説明書等をご参照ください。 |
| 66 | 平成30年度新木戸小学校(単独給食校)献立表 | - | - | 実施方針及び要求水準書(案)では、本事業の配送対象校に新木戸小学校は含まれておりませんが、新木戸小学校は配送対象外と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 67 | 地区計画(もえぎ野複合業務地区) | - | - | 周辺環境への配慮を検討するにあたり、周囲の土地の用途をご教示ください。 | 現状、西側に公園、東側に倉庫の予定となっています。 |
| 68 | 地区計画(もえぎ野複合業務地区) | - | - | 敷地図のCADデータを頂けないでしょうか。 | 開発事業者から提供があった場合、公表する予定です。 |